

第九部

第二回參議院農林委員會會議錄第四号

(二六九)

昭和二十三年六月一日(火曜日)

本日の會議に付した事件

○農藥取締法案(内閣送付)

午前十時三十三分開會

○委員長(柳見義男君) それでは只今より委員會を開會いたします。

本日は、農藥取締法案につきまして予備審査を始めるわけでありましたが、先ず最初に平野政務次官から本案の提案理由を伺うことにいたします。

○政府委員(平野政務次官) 農藥取締法案の提案の理由を御説明申し上げます。

農藥は肥料及び農機具と共に、農業生活上重要な生産資材であります。農藥の特質とするところは、農作物を害する病害虫を防除し得られるものであること、即ち殺菌殺虫の効果があるものであること、農作物に被害がないものであることの二つの條件を具備することが必要であるのであります。市販の農藥の中には、これら二つの條件を具備しないものが多数出廻つてゐるばかりでなく、その内容に比し、誇大な表示をして販賣されてゐるものも少なくないのであります。これら不正粗悪な農藥によつて、農家の被害が少なくないばかりでなく、これがため病害虫防除の意欲を減退せしめ、農業生産に悪影響を與へてゐることが甚だ多いのであります。殊に終戦以來工場轉換、手持資材の利用等の点から、新たにいろいろな農藥を製造販賣するものが増加し、又以前から製造販賣され

ていた農藥も、資材事情等から品質が低下してゐるものも少なくないのであります。農藥の供給不足と相俟つて、不正粗悪な農藥の出廻りが特に著しいので、今回新たに農藥取締法を制定いたしまして、これら不正粗悪な農藥を取締ると共に、農藥の品質の保持向上を図ることとしたのであります。

農藥取締法の制定は、農家及び農業指導者の多年の要望でありまして、これによつて農家の利益が擁護されると共に、農作物病害虫防除の普及が促進され、農業生産に裨益するところが少なくないものと信じてゐる次第であります。

法案の要点を申し上げますと、取締の対象となる農藥であります。農作物又は農林産物を害する病害虫の防除に用いられる農藥でありまして、中には同じ農藥で、家庭用又は家畜用、或いは工業用等、他の用途に用いられるものがありますが、これら他用途に用いられるものは、当然本法の取締の対象にはならないのであります。従つて農作物病害虫防除用として、製造販賣せられる農藥のみが本法の取締の対象となるのであります。

農藥の登録制度につきましては、企業者の自由性を尊重すると共に、取締の必要から農藥そのものの登録制を採用したのであります。即ち農藥は登録を受けたものでなければ販賣できないものとし、登録は申請があれば、原則として登録するのであります。登録申請書の記載事項に虚偽のあるもの、又

は農藥のあるものについては、登録を拒否できる途を開いてゐるのであります。

農藥の表示制度につきましては、農藥を販賣するには、その品質等を保証する表示をせなければならぬこととし、随時検査を行ひまして、若し品質と、その表示が合致せぬ不正な農藥については、販賣の禁止又は停止等の処分を行ひ、これを嚴重に取締することとしたのであります。この表示の責任者は、製造業者又は輸入業者とし、販賣業者はこの表示のある農藥でなければ、販賣できないこととしたのであります。

防除業者に対する監督の点であります。防除業者は、現在にございせんが、將來病害虫の防除を營業とする者が出現することが予想されるのであります。これらの防除業者は、農業生産上極めて影響の多いものでありますので、防除業者は届出制とし、防除業者の行う防除の方法又は使用する農藥が有害なものであると認められるときは、その防除方法の変更を命じ、又はその農藥の使用を禁止して、農業生産を保護することとしたのであります。

又農藥審議會の設置の件であります。以上、各各処分不服がある者は、異議の申立ができる途を開き、又公正を期するため、これら処分及び異議の申立に対する当、不当の決定を行う場合には、各方面における学識経験者を以て組織する農藥審議會の議決を

経なければならないものとしたのであります。

以上簡單であります。提案の理由を御説明申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(柳見義男君) それでは法案の審議に入るに先立ちまして、この法案の制定に關連し、又実施に關連して考慮せられますいろいろの事務的の事項、その他の状況等について、皆さんの御了解を予め得まして、政府委員ではあります。説明員として農林省の資料課長、或いは技官の方から説明を伺うことにしたいと思います。

○説明員(村田三三君) 農藥の一般事情につきまして概略の御説明をさせていただきます。お手許にお配りしてございます印刷すりになつております農藥取締法参考資料という印刷物がございます。これを御覧いただきたいと存じます。その資料の第一表でございます。一ページになります。農藥需給状況及び二十三年度生産計画という資料がございます。先ず農藥の最近の需給状況の概要でございまして、御承知の通り、戦争の苛烈化に伴ひまして、農藥の生産も非常に窮乏になつて参りました。数字的に御参考までに申し上げます。昭和十八年には一般の需要に對します供給割合は七五%と落ちて参りました。十九年には更に五五%に減じて参りました。更に終戦の年の二十年におきましては二五%という

非常なる激減を見て参つたのであります。それが終戦の翌年の二十一年からやや向上を見て参りまして、二十一年におきましては六〇%という数字を示すに至りました。これは特に二十一年の年度当初におきまして、農藥用資材の緊急増産を実施したのでござい

ます。この緊急増産の効果が、二十一年度におきましては六〇%という比率で現れて参つたかと存するのであります。更に二十二年年度におきましては、大體まだ正確な集計はできておりませんが、需要量のほぼ七〇%を充足したものであると考えております。これは農藥の全体の需給の数字的な御報告でございまして、更にこれを農藥の種類別に見て参りますと、種類別にはやや不均衡があるものでござい

ます。御承知の通り農藥には殺虫剤と殺菌剤と、その他の補助剤がございまして、全般的に申上げれば、殺虫剤の方は非常にまだ窮乏でございまして、殺菌剤の方はほぼ需要を今日において満足し得る段階にまで到達いたしております。この第一ページの表の砒素剤から鉄油乳剤までがいわゆる殺虫剤でございまして、平年需要量の上の欄と、二十三年度の生産計画とを對照して御覧頂きますならば、殺虫剤の方が相当窮乏であるということがお分りになるかと存じます。それから、この表の一ページの終の銅剤というものがござい

ます。銅剤、水銀剤、硫黄剤、これがいわゆる殺菌剤でございまして、殺菌剤は、この平年需要量に對します二十三年

度の生産計画を御覽頂きますならば、大体において需要を満たし得るということが御了解頂けるかと存じます。それから補助剤は、いわゆる農薬剤でございますが、次の欄に挙げておる通りでございます。その次に御説明申上げたいと思ふのは、其の他に、ホルマリンとクローロピクリンでございます。この二つは何れも特別にできたものが全部農薬に使用されるものではございません。そのため、この表はわざ／＼其の他の欄に入れているのでございますが、ホルマリンは殺菌剤でございます。それからクローロピクリンは御承知の通り殺虫剤でございます。大体この数字を總括的に申上げますれば、平年需要量一万九千トン、約二万トンという数字が出て参つております。それに対して本年度の生産計画は殺虫剤、殺菌剤、補助剤、その他併せて一、万五千トン余に相成つておるのであります。大体これが農薬の需給事情の概況でございますが、更にこの資料につきましては概略を申上げますと、最近におきます農薬の輸出入の状況でございます。御承知の通り一九四五年以後になりますと、特に終戦の翌年からは多少の輸入を見ておりますけれども、輸出は殆んど皆無でございます。

次に第三に、農薬の配給状況という表がございます。御承知の通り農薬剤につきましては、昨年の九月に農薬資材配給規則という省令を制定いたしました。これは臨時物資需給調整法に基づきました政令でございます。これによりましていわゆるクローポン制度による配給を実施いたして参つております。この説明にもございますように、配給規則によつて実施いたしておりますものは、砒酸鉛以下クローロピクリンまで十一品目でございます。従つてクローポン制度を実施いたしておりますものは、例えば最初の表にございまして、ような水銀剤とか、或いは硫黄剤とか、そういった比較的供給の潤沢なものにつきましては、切符制度は実施いたして参つておらないのであります。尙次の四ページにもございまして、指定配給物資としてクローポン制度を実施いたしておりますものは、以上申しました十一品目でございますが、更に指定生産資材として、同じく切符制度を実施いたしておりますものが、農薬用石炭とホルマリンでございます。これが大体の現在配給いたしております品目でございますが、それによりまして都道府縣別の配給割当状況につきましては、次の表を御覧願ひたいと存じます。

それから第六ページに参りまして、農薬製造工場及び販賣業者数という表がございます。これは現在こちらで指定しております製造工場の数、大体八十四工場になっておりますが、それとその他一般の工場百四十一を加えまして、現在農薬製造工場が二百二十五に及んでおります。その下の欄の卸賣業者の数及び小賣業者の数は、先程申上げました農薬資材配給規則によりまして、販賣業者の登録制度を採用いたして参つておりますので、その登録を受けた業者の数に相成つております。卸賣業者、農薬会社が七十六、商業者が六百、計六百七十六の登録卸賣業者の数に相成つております。小賣業者につきましては、農薬会社系統が九千九百八十五、商業者が六千九百四十二、併せて一万六千九百二十七という数字に相成つております。

その次の表の農薬の價格表でございますが、これは説明を省略させていただきます。御覧願ひたいと存じます。更にその次の頁にありますが不良農薬に関する調査でございます。これは市販農薬につきまして、農林省の農薬検査所で行つた結果を羅列いたしてございまして、如何に不良の農薬が多いかというこの御参考になるかと存じます。ここに掲載いたした次第でございます。御覧願ひたいと存じます。大体本資料に基きまして、御説明申上げたいことは、その程度かと存じます。

それからもう一つの資料に農薬取締法に関する参考資料というガリ版で印刷したものがございまして、これにつきまして簡単に御説明申上げたいと存じます。先ず第一は取締機構の概要でございますが、現在農薬の所管は農林省農政局の資材課で担当いたしております。資材課の構成及びその扱つております事務の内容がその欄に掲げてございまして、今後もうこの機構でやつて参る所存でございます。それからこの法案にも出て参りますけれども、農薬検査所の機構でございます。すでに農薬検査所は昨年来発足を見て参つておりますけれども、その検査所の構成並びに検査所で行つた次第であります。現在農林省は全國に一個所でございます。東京の西ヶ原に設置いたしてございまして、職員は局長以下二級技官が二名、二級事務官一名、三級技官四名、臨時職員一名、雇人十名、傭人三名計二十一名で現在仕事をいたして参つております。本年度の予算におきましては、これを更に拡充いたしまして、お手許にございまして表にございまして通りでありまして、予算も昨年二十二年度の經費は百万円足らずのものでございまして、本年度の要求額は約三百六十五万円に達してございまして、それから同じくこの法案にございまして、今後この法案の運用につきましては、農薬審議会という議決機関を設けまして、この議決を経て各種の決定をいたして参ることになるのであります。この審議会の構成につきましては、法案の第十六條に規定いたしてございまして、審議会は十五人から二十人までの委員をもつて組織するといふ構想に相成つております。委員は學識経験のある方の中から、農林大臣がこれを命じて行くことになつております。審議会の仕事の主な内容は、先ず農薬の登録の決定でございます。これは法案の第二條に規定いたしております。登録に關する審議をこころいたしてございまして、同じくその登録を一定の場合には拒否する権限が、與えられておりますが、これは第二條の第三項でございます。その議決をいたします。更に第四條に、異議の申立てに対する決定を審議会が議決することと相成つております。それから第十二條に、防除業者に対する監督の規定として、第十二條の第一項、同じく第三項に審議会の権限を規定いたしてございまして、更に第十四條に、不良農薬の販賣を禁止したり、停止したり、或いは登録の取消をいたしたりします場合の決定を、同じくこの審議会の議決に俟つことになつております。

次に本法案に基きまして、省令及び政令に、命令事項として予想いたしております事項の内容を申上げたいと存じます。先ず法案の第二條の第四項に、農林大臣が申請を受けます農薬につきまして、その見本を検査せんとすることになつておりますが、その検査の手数料であります。この手数料につきましては、大省令で、手数料の額は一品目につきまして一千元、納付の方法につきましては、登録申請の時に収入印紙を以て納入せしめるといふことを省令で規定いたしたいと存じております。

ことを省令で規定したいと存じております。

次に農薬審議会に関する事項でござ

或いは実験施設等については、農事試験場のそういう病理部、昆虫部、農業

部に關したのも共通に使うというやうなことがあるのですか、ないのですか。そういう点を御説明願いたいと思います。

○説明員(井上哲次君) この農薬検査所と試験場との関係でありますが、これは御意見のように密接な関係で行かなければならぬ事柄であります、試験場の病理部、害虫部、それから農業

部の主任の方及び庶務の方合計四名、
農業検査所の嘱託ということに昨年発
令しております次第であります。それ
で実行上いろいろ連絡を密にしてやつ

しておりませんので、実際の発足をいたしておりません。ただこの発足によりまして、直ちに活動できるような準備を進めておる次第でありまして、いろいろ

いろいろ器具、機械の点におきましても、
 実際やつて見ました場合に不足すると思
 います。いうものでもきて来るかと思
 います。で、將來におきまして、實際の
 実行上には、それらの御努力を仰が
 せましては、それらの御努力を仰が

なければならぬといふふうに考へて、現在のところはまだ準備態勢で進んでおる、こゝういふ状況であります。

○寺尾博君 この農業検査所というお

役所は、先程のお話ですと、すでにできておるように感じたのですが、これはできておるのですね。

○説明員(村田三喜)　できておりま

○寺尾博君 一應私の質問は終ります。

○説明員(村田重三君) この法案で多少新しい字句を使つておる事項が、

三

つと御説明をさせて頂きたいと存じます。法案の第一條でございす。一條の第二項に「前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす」という言葉がございす。「天敵」とは何かという御疑念があるかと存じます。これはいわゆるナチュラ・エネミーをそのまま文字通り讀した言葉でございす。従つて意味は人類に直接又は間接に有害な生物を捕食したり、又は寄生などによつて倒す生物というのでありまして、即ちもつと端的に申し上げれば人類の味方となる生物を総稱するものであらうかと存じます。従つて天敵には細菌や黴の微生物から始まつて、線虫とか、爬虫類、更に鳥や獸の高等動物に至るまで、その数は非常に多いのであります。俗に言います益虫、益鳥類が大体これに属すると思われるのであります。併しながらここで言つております天敵と言いますのは、所謂いつた益虫、益鳥までの範圍を越えた解釈にはいたして参つておりません。こういつた人類に直接又は間接に有害な正物を捕食又は寄生などによつて倒す正物のうちでも、人間が管理をいたしまして、管理支配し得る対象物を稱えて参りたいと存じます。管理支配するとは、例えば培養してこれを配布する、何か容器に入れて配ることのできるもの、こういつたものを天敵の範疇に解釈いたして参りたいと存じます。例を申し上げますと、野風チブス菌であります。この野風チブス菌を混ぜました園子を風に入れて、それを風が食つて死ぬるというものがあつまして、現在では各農事試験場でこの菌を培養いたして、すでに配布をいたして

参つております。それから「ベタリヤひょう虫」であります。果物の木や庭木に寄生いたしまして害を加えます「イセリア」という貝殻虫を捕食する虫であります。この「ベタリヤひょう虫」も、現在では静岡縣の農事試験場で飼育いたしまして配布をいたして参つております。それから第三には「りんご」の綿虫の寄生蜂であります。この「りんご」の大害虫であります。綿虫に寄生いたしまして、それを倒す蜂であります。アメリカからこれを輸入いたしまして、青森縣の試験場で飼育繁殖をいたしまして、「りんご」の栽培地へ配布いたしたのであります。尤も現在ではこれを廣く繁殖分布いたしたもので、飼育配布ということはずで中止いたして参つておりますけれども、強いてこの天敵の例を上げると言われますれば、只今申し上げました野風チブス菌、或いは「ベタリヤひょう虫」、「リンゴ」の綿虫寄生蜂、こういつたものであらうかと存じます。御参考までにちよつと御説明申上げておきます。

○委員長（横見義男君） それでは本日はこの程度にいたしまして、明後日十時から委員会を続行いたしたいと思ひます。本日はこれで散會いたします。午前十一時十八分散會

出席者は左の通り。

委員長 横見 義男君
委員 木下 源吾君
門田 定蔵君
北村 一男君
柴田 政次君
西山 龜七君
平沼 太郎君

五月二十九日本委員会に左の議案を付託された。

一、耕地改良事業に関する請願（第七百四十六号）
一、物部川の貯水池築造工事並びに堤防補強工事に関する請願（第七百四十八号）
一、農林工業の振興に関する請願（第七百五十号）
一、農林工業の振興に関する請願（第七百五十五号）
一、薪炭の統制機構改革に関する請願（第七百六十八号）
一、阪神各市町村の自作農創設特別措置法第五條の指定に関する請願（第七百七十号）
一、農林工業の振興に関する請願（第七百七十一号）
一、宮川上流ダム築造に関する請願（第七百七十一号）

政府委員 農林政務次官 平野 善次郎君
説明員 農林事務官 村田 豊三君
農政局資料課長 井上 菅次君
農林技官 廣瀬 兵衛君
池田 恒雄君
山崎 恒君
藤野 繁雄君
寺尾 博君
徳川 宗敬君
河井 彌八君
岡村 文四郎君
石川 準吉君
佐々木 鹿藏君
木村 三四郎君

一、農林工業の振興に関する請願（第七百八十八号）
一、阪神各市町村の自作農創設特別措置法第五條の指定に関する陳情（第三百五十九号）
一、森林組合技術員に対する國庫補助増額に関する陳情（第三百六十六号）
一、薪炭配給公團設置反対等に関する陳情（第三百六十八号）
一、薪炭生産價格改訂に関する陳情（第三百六十九号）
一、土地改良並びに開墾事業費増額に関する陳情（第三百七十号）
一、食糧供出報償物資配給に関する陳情（第三百七十三号）
一、松樹の害虫撲滅措置に関する陳情（第三百七十八号）
一、さつまいも、干いもの價格に関する陳情（第三百八十号）
一、食糧供出の事前割当に関する陳情（第三百八十一号）
一、民有林造林事業法並びに造林金庫法制定に関する陳情（第三百八十二号）
一、労働者雇傭中加配米停止に関する陳情（第三百八十四号）
一、農地調整法改正に関する陳情（第三百八十六号）
一、農林課稅軽減並びに米價是正に関する陳情（第三百九十号）
一、林地整備特別措置法の制定に関する陳情（第三百九十四号）
第七百四十六号 昭和二十三年五月十七日受理
耕地改良事業に関する請願 請願者 札幌市北四條西一丁目 北海通農耕地改良協會 内、深澤吉平外一名

紹介議員 岡村 文四郎君外一名
北海道には八十万町歩の既築地と七十万町歩の未築地があるが、大半はでい炭濕地と重ねん土地帯であるため、肥料の不足も原因して地力が著しく減るから、收穫も皆無に等しい耕地もあるから、暗き排水による耕地改良事業等諸願書記載の各項を実施されたいとの請願。

第七百四十八号 昭和二十三年五月十八日受理
物部川の貯水池築造工事並びに堤防補強工事に関する請願 請願者 高知縣香美郡岩村高知縣物部川改修期成同盟 会内 小川 良平

紹介議員 入交 太蔵君
高知縣香美郡岩村高知縣物部川上流貯水池築造工事は、政府において本年度より着工の予定であつたが、予算の都合上本年度には実現不可能の由であるが、この流域は常に台風風雨により大なる被害をうけ、又渾水期には水量著しくかたまり、かんがい不能となる状態であるから、本河川の貯水池築造工事並びに堤防補強工事を本年度より早急に実施せられたいとの請願。

第七百五十号 昭和二十三年五月十八日受理
農林工業の振興に関する請願 請願者 山梨縣知事 吉江 勝保 紹介議員 小宮 常吉君
この請願の趣旨は、第四百八号と同じである。

第七百五十五号 昭和二十三年五月十九日受理
農林工業の振興に関する請願

て、現在では各農事試験場での南を
培養いたして、すでに配布をいたして

（第七百七十一号）
一、宮川上流ダム築造に関する請願
（第七百七十二号）
西山 龜七君
平沼彌太郎君

請願者 札幌市北四條西一丁目
北海通農耕地改良協会
内、深澤吉平外一名

第七百五十五号 昭和二十三年五月
十九日受理
農村工業の振興に関する請願

請願者 愛知縣知事 青柳秀夫
紹介議員 竹中七郎君
この請願の趣旨は、第四百八号と同じ
である。

第七百六十八号 昭和二十三年五月
二十日受理
薪炭の統制機構改革に関する請願

請願者 茨城縣多賀郡磯原町大
字磯原 高草木喜四郎
紹介議員 吉川末次郎君
現在の薪炭統制は、生産対策において
原木に対する無施策と検査の不徹底に
よつて責任供出制の確立ができません、價
格対策においては長距離輸送を必要と
するため運賃が高率となるので價格操
作に困難をきたし、更に集荷配給の
面においては幾多の欠点があるから、
請願書記載の各項の実情について改善
を図りたいとの請願。

第七百七十号 昭和二十三年五月二
十日受理
阪神各市町村の自作農創設特別措置法
第五條の指定に関する請願

請願者 兵庫縣土木部計画
課、阪神都市確保連盟
内 天王寺谷忠左衛門
紹介議員 松島喜作君
自作農創設特別措置法によつて農地改
革が全国的に行われているが、同法第
五條の規定によつて都市計画区域は制
限から除外されているため、農地と非
農地との基準の裁定に當つて阪神間各
市町村の区画整理区域も殆ど農地とし
て開放することになつたようであるが
これは都市特殊に経済活動の中核であ
るから同法第五條の指定について特別
の配慮をされたいとの請願。

第七百七十一号 昭和二十三年五月
二十日受理
農村工業の振興に関する請願

請願者 島根縣知事 原夫次郎
紹介議員 宇都宮登君
この請願の趣旨は、第四百八号と同じ
である。

第七百七十二号 昭和二十三年五月
二十日受理
宮川上流ダム築造に関する請願

請願者 福島縣大沼郡高田町長
坂内敏外七名
紹介議員 橋本萬右衛門君
福島縣大沼郡東部七箇村の耕地千數百
町歩のかんがい利用するための宮川
上流のダム築造は、去る二月福島縣會
で三箇年継続事業として可決されたか
ら政府においても本工事着工に援助せ
られたいとの請願。

第七百八十号 昭和二十三年五月二
十日受理
農村工業の振興に関する請願

請願者 三重縣知事 青木理
紹介議員 東浦庄治君外一名
この請願の趣旨は、第四百八号と同じ
である。

第三百五十九号 昭和二十三年五月
十七日受理
阪神各市町村の自作農創設特別措置法
第五條の指定に関する陳情

尼崎市長 六島誠之助外六名
自作農創設特別措置法第五條の規定に
よつて都市計画区域は制限から除外さ
れているため農地と非農地との基準の
裁定に當つて阪神間の各市町村の農地
は区画整理区域も殆ど全部農地として
開放することになつたようであるが、

これは都市特に経済活動の中心地帯で
ある阪神地区では致命的の打撃である
から、同法第五條の指定について特別
の配慮をされたいとの陳情。

第三百六十六号 昭和二十三年五月
十八日受理
森林組合技術員に対する國庫補助増額
に関する陳情

福岡縣會議長 稻貝稔
現在森林組合技術員設置費に対する國
庫補助額が極めて低額で、当組合の負
担困難であるため、技術員の素質向
上を期するため技術員設置費及び技術
員養成費に対して國庫補助金を高率増
額せられたいとの陳情。

第三百六十八号 昭和二十三年五月
十八日受理
薪炭供給公團設置反対等に関する陳情

東京都千代田区神田三崎町二ノ
九日本煉炭工業會内 小野澤辰
五郎外四十二名
家庭燃料の配給機構改革に當つて關係
全生産業者及び消費者團體の烈しい反
対があるにもかかわらず政府は公團
設置を実施しようとしているが、これ
は、消費者の不満不利益を生産減退を
招くことは必至であり、國家再建上大
障害となるから、本公團設置に反対す
るの陳情。

第三百六十九号 昭和二十三年五月
十九日受理
薪炭生産價格改訂に関する陳情

松江市藤町十九島根縣薪炭生産
者組合連合會内 板持喜代一外
三名
薪炭生産者は山間へき地にあつて社会
的、経済的、文化的に恵まれなけれ
ども日本再建のために生産に全力をつ

くしている。しかし労力の過重と物價
の高騰のため、増産に大打撃をあたえ
生活費は日に増大し、勤勞意欲はます
ます低下しているため、早急に薪炭生
産價格の値上を断行せられたいとの陳
情。

第三百七十号 昭和二十三年五月十
九日受理
土地改良並びに開墾事業費増額に関す
る陳情

福岡縣會議長 稻貝稔
土地改良並びに補助開墾を強力かつ急
速に施行することは、食糧自給態勢確
立のために、また農地制度改革による
農村再編成確立のためにも極めて重要
であるが、從來の補助金が少ないため
事業の遂行が困難であるから、補助金
を増額されるときに、開拓地入植者
に対する資金を増額せられたいとの陳
情。

第三百七十三号 昭和二十三年五月
十九日受理
食糧供出報償物資配給に関する陳情

福岡縣會議長 稻貝稔
主食供出に対する報償物資の配給は、
発表後現実に農家に行きわたるまでに
相当の時日を要するため、一部に疑惑
の念を抱かせて供出成績を低下させる
原因ともなるから、可及的速かに配給
されるようにせられたいとの陳情。

第三百七十八号 昭和二十三年五月
十九日受理
松樹の害虫撲滅措置に関する陳情

福岡縣會議長 稻貝稔
この陳情の趣旨は、第三百三十六号と
同じである。

第三百八十号 昭和二十三年五月十
九日受理
さつまいも、干いもの價格に関する陳
情

福岡縣會議長 稻貝稔
政府買上げのさつまいも、干いもの價
格を改訂される場合には農家の供出欲
を促進して、成績を向上させるため
に、供出前に決定公表されたいとの陳
情。

第三百八十一号 昭和二十三年五月
十九日受理
食糧供出の事前割当に関する陳情

福岡縣會議長 稻貝稔
現在食糧供出の事前割当に関する土地
の基礎調査が実施されているが、相当
多額の費用を要するから、全額を國庫
で負担され調査の万全を期せられた
く、また災害による割当修正を被害等
の一般災害の場合にも考慮せられたい
との陳情。

第三百八十二号 昭和二十三年五月
十九日受理
民有林造林事業法並びに造林金庫法制
定に関する陳情

東京都中央区日本橋通二ノ一大
同生命館七階林業團體中央協會
内 大村清一
連年にわたる乱伐の結果、林地は極端
に荒廢し、そのためこれに伴う修繕が
各所に續発している。これ等修繕をの
がれ、國民生活上不可欠な木材、薪炭
等の確保のために、荒廢山林の復旧は
一大急務であるから、造林を促進すべ
きであるが、山林金融の極度の窮乏と、
物價高騰等のため、林業者は傍觀の状
態であり、かくしては日本再建に暗影
を投ずるので、山林復興のため民有林

造林事業法並びに造林金庫法を制定せられたいとの陳情。

第三百八十四号 昭和二十三年五月十九日受理

労働者雇業中加配米停止に関する陳情
宮城縣廳内、宮城縣町村長会長
高橋清

現在重労働者に対しては、加配米が配給されているが、これは生産に耐え得る体力の維持と生産意欲のこの場のためと察せられるから、最近よく行われる罷業欠勤中にも加配を受けるのはその趣旨上不合理で、また配給の公平を欠くことになるから、この場合には加配を停止されたいとの陳情。

第三百八十六号 昭和二十三年五月二十日受理

農地調整法改正に関する陳情
福岡縣議會議長 稻貝稔

自作農特別措置法では市町村農地委員会が農地と共に未墾地買収計画をたてることになっているが、森林関係者が委員となっていないため、未墾地買収にあたつて山林所有者と種々問題を生じ、これが原因となつて、森林の乱伐となり、造林等の意欲を低下し、森林は荒廢する現状であるから、市町村農地委員会に森林関係者を加えられたいとの陳情。

第三百九十号 昭和二十三年五月二十日受理

農村課税軽減並びに米價是正に関する陳情

滋賀縣蒲生郡武佐村 田中新藏
外四百一名

農家では、食糧の増産と供出とに日夜努力を傾けているが、インフレの激化によつて農業者がこれに伴わない

のに、更に課税が増徴されるのは、農家経済を危機に導いて、食糧の増産供出にも影響を及ぼすから、課税の軽減並びに米價の是正をせられたいとの陳情。

第三百九十四号 昭和二十三年五月二十日受理

林地整備特別措置法の制定に関する陳情

徳島市万代町五ノ七一徳島縣林業会長 佐々木英四郎外九十一名

戦時以來荒廢はなほだし、林野は、今次の自作農創設特別措置法に基き、農地委員会により森林所有者の意志を無視し、民有林の造林地は濫伐され、開墾不適地の開墾又は農耕地に編入される等のため、森林所有者は造林の意欲を低下し、森林資源の保持と國土保安上重大危機に陥らうとしているから、林地整備特別措置法を速急に制定せられ、林業の基本的政策の確立を講ぜられたいとの陳情。